

避難方法を正しく理解しよう

全国各地で、毎年のように洪水や土砂災害が発生し、多くの尊い人命が失われています。災害が迫ったとき、市は避難勧告等を発令して避難を呼びかけますが、実際に「避難する」と判断し避難行動をとるのは私たち一人ひとりです。

いざというとき迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、次のことに注意し、災害に備えましょう。

避難勧告等の種類

災害のおそれが高まった場合、市は市民のみなさんに避難を促すため、緊急度に応じた「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」を発令します。

○避難準備情報

避難のための準備をすることと、避難の支援が必要な人に自主避難を促すための情報。

○避難勧告

災害発生の危険が高まった時に、該当区域の住民に安全な場所への避難を勧告するもの。

○避難指示

災害発生の危険が著しく高まったとき、または災害が発生し

たときに直ちに安全な場所への避難を指示するもの。

また、避難勧告による避難が十分でない場合に再度避難を指示するもの。

問 避難勧告には従わなければならない？

答 避難勧告等には法的な強制力は無く、最終的には自身で判断する必要があります。避難勧告等は相当の根拠に基づいて発令しますが、「空振り」に終わることもあります。「被害がなく幸運だった」とご理解いただき、浸水や土砂災害などの被害が発生しなかった場合でも前向きに受け止め、早い段階での避難を怠らないようにしましょう。

災害別避難のポイント

○水害

- 激しい降雨時には、河川には近づかない。
- 浸水している場所を移動することは危険なため、早めの避難を心がける。万が一、浸水してしまった場合は、自宅の2階など、高い所へ避難する。

○土砂災害

- 小さな落石、湧水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主避難を行い、市へすぐに連絡してください。
- 避難勧告等発令時に逃げ遅れ、激しい雨などで避難所までの移動が危険な場合は、近隣のより安全な場所や頑丈な建物（鉄骨造等）の2階へ移動する。

指定緊急避難場所・指定避難所等

平成25年度に災害対策基本法が改正され、避難所等に関して新たな規定が設けられたことに伴い、市の避難所等の指定の見直しを行います。

改正前

- 指定避難所：(屋内)拠点、一時指定避難場所：(屋外)広域、一時

改正後

指定緊急避難場所

- (屋内、屋外)
- 災害が発生、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるために避難する施設や場所。

指定避難所

- (屋内)
- 災害が発生した場合、避難した住民等が災害の危険性がなくなるまで、必要な間滞在する施設。

一時(いつとき)避難所

- (屋内、屋外)
- 道路の通行止めや浸水、土砂崩落等で指定緊急避難場所や指定避難所への避難が困難な場合に、住民等が組織的避難を行うため一時的に集合し、安否確認や被災状況の確認・待機する場所(市独自指定)。

詳しい指定基準や指定避難所等の指定については、自治会長会等を通じて随時説明を行い、自治会(地区会)での確認を依頼しています。また、見直し完了後には、避難所の一覧を全戸配布する予定です。

問 総務部総務課
67・1832

